

更新研修受講に関する主なQ&Aについて

Q：過去のサビ管研修の受講年度(修了年度)がわからないのですが。

A：まず、ご自身のサビ管研修の受講履歴(修了証書等の確認)は、所属する事業所にご確認ください。その上で、ご不明な場合は、事業所ごとでまとめていただき、必ずFAX(0742-26-1015)でお問合せください。

Q：平成20年度に児童分野(児発管)のサビ管研修を受講し、平成25年度に介護分野、平成28年度に就労分野(児発管)を受講し、現在サビ管として従事していますが、その場合は、令和元年度の更新研修を受講すればよろしいでしょうか。

A：お見込のとおりです。(初回のサビ管研修(児童分野を含む)を基準としてください)

Q：平成25年度に初回のサビ管研修を受講しており、(本来、令和2年度の受講対象ですが)令和元年度に前倒しして受講することは可能でしょうか。

A：受講を希望する全ての方が期間内に受講していただけるよう、計画的に更新研修を実施しています。そのため、令和元年度の受講は「平成18年度～平成22年度」にサビ管等研修を修了した方を最優先とします。ただし、定員に対して空きがある場合のみ、受講できる可能性があります。その場合も、

① 初回のサビ管研修受講年度の早い方(平成23年度の修了者)

② ①かつ、現にサービス管理責任者等として従事している方

を優先して受講していただきます。(上記①及び②に該当する方でも、空き人数により受講できない場合もあります。ご了承のほどお願い申し上げます。)

Q：平成19年度に初回のサビ管研修を受けたので令和元年度の受講対象ですが、都合により受講できないため、令和2年度に受講することは可能でしょうか。

A：申し込みは可能ですが、「優先順位」により受講できない可能性があります。そのため対象受講年度に受講されることをおすすめします。

【令和2年度の更新研修の受講優先対象者】

①令和元年度の受講対象者(平成18年度～平成22年度のサビ管研修修了者)であり、受講申込をしたが「定員超過等」により受講不可であった方

②平成23年度～平成25年度のサビ管研修修了者の方

③その他の方(受講申込後に「自己都合等」によりキャンセルした方も含む)

Q：奈良県で平成20年度にサビ管研修を受けたのですが、現在、他府県の事業所で勤務しています。その場合、奈良県で受講することは可能でしょうか。

A：申し込みは可能ですが、奈良県内の事業所でサービス管理責任者等に従事されている方の受講を優先するため、受講できない可能性が高いです。

Q：平成31年3月31日までにサービス管理責任者等研修は修了したが、令和元年度に相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了した場合は、今後更新研修を受けることができるのでしょうか。

A：令和元年度以降に当該研修を修了した場合は、まず、令和3年度から実施する予定の実践研修を受講し、実践研修修了後、5年間ごとに更新研修を受講する必要があります。